

見て辨ふべし、また特立之祖書曰出自を一例として、譬へば大和國地祇に、國栖出自石穗押別命也と書れたる類は、此命より前の祖の名傳はらず、また宗と立べき於夜の名も傳はらざる故に、この命をのみ祖に立たるを云へり、但し此例は然しも多かられど、皇別にもまた枝別之宗書諸蕃にも彼此あり、心を著て見るべし。曰出自と云を一例として、譬へば大和國の天孫に、大角隼人出自火闌降命也と書れたるは、日子番能邇々藝命の御末は、皇統と火闌降命の末とに別れたるを、大角隼人の家に取ては邇々藝命は祖にして、火闌降命は宗なり、然るに祖を記し出す、宗を擧たるを云へり、

〔諸例集二〕庶流と唱候儀ニ付評議申上

文化十四丑年十二月七日御目付荒川常次郎差出廻し、十一月七日紀伊守殿吉十郎を以御下ゲ了簡書相添、同十一月同日人を以上ル、

覺

交替寄合松平彈正儀、松平因幡守庶流と書出候得共、御三家庶流之外、庶流と唱候儀有之候哉、取調可被申聞候事、

紀伊守殿十一月十一日、吉十郎を以以上ル、十二月十一日、御下ゲ承付、即日返上、

書面庶流唱之儀、先是迄之通被取据置候段、無急度御沙汰之旨承知仕候、

御書面庶流と申儀取調候處、御三家庶流ニ限り相唱候旨申規定仕候書留者無御座候得共、都而御書付等ニ御三家ニ限り庶流と有之候間、當時ニ而者一席之名目之様ニ相成候、且松平因幡守松平彈正家之儀者、兩家共元祖池田家より出候家ニ而、因幡守元祖左衛門督忠繼者、池田輝政次第權現様御孫ニ而、五才之時備前國を被下置、其後因幡伯耆を引替被下置候、彈正元祖石見守輝濟儀者、輝政四男ニ而、是又權現様御孫ニ而、拾貳才之時、播州宍粟郡三万八千石被下置、其後同國佐用郡三万石を加、六万八千石被下置候處、家來騒動之儀ニ付、領地被召上、同國神崎郡之内壹万